地域創生包括支援協会 規約

令和6年1月1日

1. 名称 地域創生包括支援協会

(理念)

私たちは身体的または精神的、知的に障害があっても、生活と労働の環境条件が適切に整っていれば、多くの障害のある人は社会の一員として生活できると考えて障害を持つすべての人に平等な機会を提供できるように活動をします。

現在、福祉の現場は国の方針(報酬改定等)に運営を左右されます。私たちは、福祉の仕事を継続しながら国の方針に左右されない事業の創出を目指します。

現在の会員及び今後入会してくる会員とともに、これから支え合いながら利他の心で運営をしていきます。

2. 事務局

810-0074

福岡市中央区大手門 3 丁目 4-5 増田福岡ビル 2 階相談支援事業所タガイト内 080-7646-6420

3. 役員一覧

会長兼理事早田 等 (リオネス天神)副会長兼理事金光 孝男 (ディーキャリア)

副会長兼理事 佐藤 紋 (チャレンジド・アソウ)

理事 久藤 健司 (就労支援サポート M あんど H)

理事 香月 友美 (Tech.biz)

理事 早田 比呂子(リオネス天神)

理事 宮本 大輔 (ネクストリンク訪問看護)

理事石原 若菜 (リネオス天神)理事兼事務局長相馬 由佐 (ディーキャリア)事務局副長金光 栞里 (ディーキャリア)

事務局 永野 将汰 (ネクストリンク訪問看護)

4. 協議会の事業内容

国連の定める SDG s 17 のうち

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 8 働きがいも経済成長も
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人にの実現に向けて事業を行う。

定期的な就職相談会の実施や夜間の福祉事業所の相談会などアイデアを持ち合い、共 同でできることはおこなっていく。

5. 協議会の意思決定の仕組み

新規入会の際は役員会の承認を得ることとする。

基本、役員による全員賛成を旨とする。

6. 会員の役割や義務

協議会の理念に共感する団体は入会を希望する場合、事務局に入会の意思を表明する。

7. 入会基準

協議会役員会の事前審査及び承認を必要とする。

別途、入会基準書を設けることとする。

8. 常設委員会の設置

各事業所より人員を出して今後の運営について話し合う場とする。

附則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

改定

令和6年6月1日 改定

令和6年8月1日 改定